

渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業生産資材の価格高騰により、経済的な影響を受けた本市の農業者に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、営農意欲の継続と経済的負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、令和7年中の農業販売額が50万円以上の農業者及び農業法人のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 令和8年10月1日時点で渋川市に住所を有し、引き続き市内に住所を有する者（法人含む）（ただし、渋川市長から認定農業者又は認定新規就農者として認定を受けている場合は、この限りでない。）
- (2) 市内で農業を営んでおり、補助金受領後も営農を継続する意志があること。
- (3) 令和7年分の確定申告を行った者又は直近の事業年度の決算を行った法人
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の額は、令和7年分の確定申告又は直近の決算書における「肥料費」、「飼料費」、「農薬衛生費」、「諸材料費」、「動力光熱費」の合計額に30%を乗じた額とする。

- 2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助上限額)

第4条 補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定の取消)

第5条 次の場合は、補助金の交付決定の全部を取消することとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 本要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第6条 交付決定を取消された者は、指定された期限までに補助金を返還するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和9年3月31日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助上限額
認定農業者及び認定新規就農者	15万円
認定農業者及び認定新規就農者以外の農業者及び農業法人	3万円